



平成28年5月13日

各 位

会社名 新家工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤 保
(コード番号 7305 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 一澤 俊作
(TEL 06-6253-0221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年3月24日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成28年6月28日開催予定の第152期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。

また、これに伴い、平成28年5月13日開催の取締役会において、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制の構築を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記の変更に伴い、条数の繰り下げおよび字句の表現等の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成28年6月28日(火曜日)

以上

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 総則</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(新設)</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(削除)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 総則</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、3名とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行	変更案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第<u>25</u>条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第<u>27</u>条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度額において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の方法)</u> 第<u>25</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第<u>26</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への委任)</u> 第<u>27</u>条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(取締役会規則)</u> 第<u>28</u>条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第<u>30</u>条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役であった者の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に基づく第 152 期定時株主総会終結前の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 第 152 期定時株主総会終結前の社外監査役であった者の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。</p>

以上